

飲食店等ワクチン・検査パッケージ適用マニュアル

令和3年12月22日（令和4年1月19日変更）

埼玉県産業労働部

1 趣旨

ワクチン・検査パッケージ制度は、飲食店利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、まん延防止等重点措置等における行動制限を緩和するものです。

行動制限の緩和の適用を受けようとする飲食店等を営む事業者は、ワクチン・検査パッケージを適用する旨を県に登録していただく必要があります。

このマニュアルは、飲食店のワクチン・検査パッケージへの登録方法及び同パッケージの実施方法について定めるものです。

2 登録対象となる飲食店

彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+（プラス）の認証を受けた飲食店（以下「認証店」という。）で、ワクチン・検査パッケージの適用に係る登録を申請したものが対象となります。

3 行動制限緩和の内容

ワクチン・検査パッケージの登録を受けた「認証店」については、利用者の人数制限等を以下のように緩和します。（令和4年1月19日時点の新型コロナウイルス感染症対策本部「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の内容に基づくものです。今後、同方針の改定等に伴い、行動制限緩和の内容も変更される可能性があります。

（1）まん延防止等重点措置区域

飲食店には同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食回避が要請されますが、ワクチン・検査パッケージを適用することにより、利用者の人数制限をなしとします。

4 申請手続

（1）電子申請の場合 ※電子申請を原則とします。

ワクチン・検査パッケージ登録電子申請入口（埼玉県電子申請・届出サービス）」から申請してください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/vt-package.html>



ワクチン・検査パッケージ
埼玉県ホームページ

(2) 郵送の場合【電子申請を利用できない場合のみ】

別紙様式1「ワクチン・検査パッケージ登録申請書」を次の宛先に郵送してください。なお、封筒に「ワクチン・検査パッケージ登録申請書在中」と記載してください。

〔送付先〕〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県産業労働部経済対策担当 宛て

5 登録決定について

上記4の申請について、県が適当と認めた場合は、登録通知書を申請者に送付します。別紙様式3登録通知書の送付の際に、別紙様式5のステッカーを同封します。

なお、申請が適当でないと判断した場合は、別紙様式4登録不可通知書を申請者に送付します。

6 登録店用ステッカーの掲示

別紙様式5の登録店用ステッカーについては、登録後は必ず店頭に掲示してください。

7 ホームページへの掲載

登録された飲食店については、埼玉県のホームページに店名を掲載します。

8 登録の取消しについて

ワクチン・検査パッケージの適用を受けることを取りやめる場合は、別紙様式2登録取消申請書を埼玉県産業労働部に提出してください。

登録取消申請書を埼玉県が受理した場合は、速やかに登録の取消手続を行います。

なお、ワクチン・検査パッケージの適用を適切に行っていない飲食店については、埼玉県が職権により登録を取り消します。

9 ワクチン接種歴・検査の確認内容・方法

(1) ワクチン接種歴

① 確認内容

- ・事業者は、予防接種済証等（接種証明書、接種記録書等を含む。以下同じ。）により、利用者が2回接種を完了していること、2回目接種日から14日以上経過していることを確認します。予防接種済証等を撮影した画像や写し等の確認で

も可とします。

- ・上記の確認の際には、身分証明書等により本人確認を行います。
- ・接種証明書には、電子的なワクチン接種証明書、在日米軍による接種を受けた在日米軍従業員に対して防衛省が発行するワクチン接種証明書、臨床試験参加者に対して厚労省が発行するワクチン接種証明書や海外在留邦人等ワクチン接種事業により接種を受けた者に対して外務省が発行するワクチン接種証明書等を含みます。
- ・外国政府等の発行した接種証明については、内閣官房がワクチン・検査パッケージ制度において使用可能としている次のワクチンであり、氏名、生年月日、ワクチン名又はメーカー、接種日、接種回数全ての事項が日本語又は英語表記されているものに限り、可とします。
 - a) コミナティ (COMIRNATY) 筋注 /ファイザー (Pfizer)
 - b) バキサゼブリア (Vaxzevria) 筋注 /アストラゼネカ (AstraZeneca)
 - c) COVID 19 ワクチンモデルナ (COVID19VaccineModerna) 筋注 /モデルナ (Moderna)

なお、上記のほか、アストラゼネカ社から技術供与を受けてインド血清研究所が製造する「コビシールド (Covishield)」については、「バキサゼブリア (Vaxzevria) 筋肉注射 /アストラゼネカ (AstraZeneca)」と同一のものとして、ワクチン・検査パッケージにおいても、接種歴の確認として使用可能とします。

② 有効期限

- ・上記の確認に用いる予防接種済証等の有効期限は当面定めません。

(2) 検査結果

検査結果については、PCR 検査等 (LAMP 法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。以下同じ。) が推奨されます。無症状者 (本人が症状に気づかない場合を含む) に対する抗原定性検査は、確定診断としての使用は推奨されないが、無症状者の感染者のうちウイルス量が多いものを発見することにより、場の感染リスクを下げうるとの考え方にに基づき、事前に PCR 検査等を受検することができない場合にも対応する観点から、抗原定性検査も利用可能とします。それらの確認内容・方法等は以下のとおりとします。

なお、未就学児 (おおむね 6 歳未満) については、同居する親等の監護者が同伴する場合には、行動制限を緩和する上で、検査を不要とします。(6 歳以上～12 歳未満の児童については、検査結果の陰性の確認が必要です。)

i) PCR 検査等の検査結果の確認

① 確認内容

- ・PCR 検査等については、医療機関又は衛生検査所等 (厚生労働省において「自費

検査を提供する検査機関一覧」として別に公表されている検査機関が推奨されます。)が発行した結果通知書等により、利用者の検査結果が陰性であることを確認します。その際には、身分証明書等により本人確認を行います。

- ・結果通知書等には、受検者氏名、検査結果（陰性・陽性）、検査方法、検査所名、検査日、検査管理者氏名、有効期限を記載することとなっています。

② 有効期限

- ・上記の確認に用いる検査結果の有効期限は、検体採取日より3日以内とします。

③ 検査に関するその他の事項

- ・検査に使用する検体は、鼻咽頭ぬぐい液又は唾液とし、検査試薬については、薬事承認等されたものを使用します。

ii) 抗原定性検査の検査結果の確認

① 検査の実施方法

- ・抗原定性検査は、利用者が、これに対応する医療機関又は衛生検査所等で検査を受ける場合のほか、事業者等が設けた場所において、検体採取の注意点等を理解した者の管理下で適切な感染防護を行いながら、検査キットを用いて実施することも可能とします。
- ・その場合の実施方法の詳細・留意点は、専用ホームページ「PCR検査等無料化に関するご案内ー埼玉県ー」等をご確認ください。

<https://www.teletama.jp/pcrkensatoumuryou-saitama/>

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/vtpph.html>

確認内容

- ・事業者は、検査実施者が発行する結果通知書により、利用者の検査結果が陰性であることを確認します。
- ・結果通知書には、受検者氏名、検査結果（陰性・陽性）、使用した検査キットの製品名、検査日、事業所名、検査管理者氏名、有効期限を記載することとなっています。
- ・なお、飲食店等において、当日の抗原定性検査を行い、事業者自らがその場で利用者の検査結果の陰性を確認し、入店させるためにのみ用いる等の場合には、必ずしも結果通知書の発行は要しません。ただし、検査結果の陰性を確認した者であることが分かるよう必要な工夫を行ってください。

② 有効期限

- ・上記の確認に用いる検査結果の有効期限は、検査日より1日以内とします。

③ 検査に関するその他の事項

- ・検査キットは、薬事承認されたものを使用します。

- ・事業者が実施する検査において陽性判明した利用者については、入店させず、医療機関又は受診・相談センターを紹介するなどして受診につながるよう、必ず促がします。

また、受診させる場合の移動については、周囲に感染させないようにマスクを着用し、公共交通機関を避けるよう案内することなど、前もって対応を決めておきます。

検査結果が陰性であった利用者についても、その検査結果が感染している可能性を否定しているものではないことを伝えるとともに、引き続き感染予防策（3密回避、マスク着用、手指消毒、換気等）を徹底していただくようにしてください。

詳しくは、専用ホームページ「PCR検査等無料化に関するご案内ー埼玉県ー」等をご確認ください。

<https://www.teletama.jp/pcrkensatoumuryou-saitama/>

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/vtpph.html>

10 留意事項

- ・ワクチン検査・パッケージを適用する際には、来店者全員のワクチン接種歴や検査結果の陰性を確認し、身分証明書等により本人確認を行ってください。
- ・認証店としてアクリル板等の設置（又は座席の間隔の確保）、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底など感染防止対策を引き続き徹底してください。

11 問合せ先

埼玉県中小企業等支援相談窓口 0570-000-678